

本会議の映像はYouTubeにアップロードしております。
一般質問のページに掲載しているQRコードから動画を視聴することができます。



にし
杉本智美 議員
が問う！

災害に備え、
万全の態勢で整備すべき!!

避難者の生活環境の改善に
つなぐ

災害の対策や対応にゴールはなく、常にブラッシュアップさせていくことが重要であり、万が一の災害時に備え、万全の態勢を整えておくことが住民福祉に必要である。そのようなことから、避難者の生活環境の改善について伺う。

A. Q. 寝床環境の整備について伺う。

災害により自宅で生活できなくなった方は疲弊した状態で、不便で慣れない環境下での避難生活を余儀なくされるため、様々なリスクに直面する。



無党派
瀬庭大輔 議員
が問う！

介護現場は
ヘルパー不足と報酬減で苦境！
市の対応を求める!!

介護保険事業について

訪問介護は、市民の暮らしを支える重要なサービスであり、その提供には事業所の協力が不可欠である。しかし、現場からは経営の厳しさや声が届きにくいといった諦めの声も聞かれる。市が事業所の実情を把握し、連携して課題解決に取り組むことで、市民の介護サービスが維持・向上されることを強く求め、介護保険事業について伺う。

Q. 令和6年度の訪問介護基本報酬引き下げによる事業所経営に与える影響と市の認識と対応について伺う。



にし
愛澤俊行 議員
が問う！

ライフラインでもある
訪問系介護サービス事業所の
支援が必要ではないか!!

介護保険訪問系サービス
事業所の現状について

訪問系介護サービスは、水道や電気のように生活に欠かせない重要な存在である。コロナ禍以降、事業所の運営はこれまでにない必要経費がかかっている状況を理解すべきと考える。市として、訪問系介護サービス事業所の現状及び支援について、どのように考えているのかを伺う。

Q. 介護保険で運営している市内の訪問系サービス事業所が抱えている問題について、市の対応を伺う。

このため市は、開設する避難所において被災された方を安全に保護するためには、健康維持、心的ストレスの緩和、プライバシーの確保の三点が重要であると考えており、それぞれ環境を整備してきた。

一点目の維持管理については、最重要課題であると捉えている。過去の災害でも、避難所内を医師が交替で定期的に巡回し、被災された方の対応に努めるなど、医師会との連携体制を構築している。

次に、二点目の心的ストレスの緩和については、避難所では集団での生活を強いられることになるため、物音等への対処や衛生環境の確保が必要と考えている。

そのため、避難所の開設にあたっては、居住スペースの確保等、避難者が尊厳ある生活を送るための必要事項を定めたスフィア基準に基づき、生活空間を確保することとしている。

そして三点目のプライバシーの確保については、感染症の予防にも繋がる簡易型避難用テントを975張を備蓄しており、世帯単位で設置することで十分なプライバシーが確保できると考えている。

市は、これまでも過去の災害対応から得られた知見を生かし、避難所の環境改善に努めてきた。

今後、大規模な災害が発生した場合には、災害時相互応援協定締結都市や周辺自治体と連携し対応していく。

その他の質問

○人口減少に向けた対策について



↓ 動画は ↓
↑ こちらから ↑

A.

国が定めた令和6年度における介護報酬の改定は、介護サービス全体で平均して159%のプラス改定であったが、訪問介護サービスの基本報酬は、最大2.46%のマイナス改定であった。

このマイナス改定に関して、国は、基本報酬はマイナスとなったものの、基本報酬に加えて取得できる介護職員の処遇改善加算を他の介護サービスに比べ高い加算率としたことにより、基本報酬と処遇改善加算の全体でプラス改定としたと説明している。

しかしながら、市内の訪問介護サービスを提供している事業所への聞き取りでは、多くの事業所が、実際には厳しい経営状況にあると回答している。

市は、この状況は十分に承知しているものの、介護報酬が三年に一度、介護サービスの種類ごとに、内容や地域等の状況を勘案して国が定めているため、今回の介護報酬に起因する問題は、全国の自治体が直面しているものであると言わざるを得ない。

市としては、市内の多くの訪問介護事業所が厳しい経営状況にある現状を踏まえ、改めて、介護報酬の引き上げや事業者の実情を踏まえた支援策等について、全国市長会を通じ、国や県に提言・要望を行っていきたいと考えている。

また、市は、直近の課題への対応として、基本報酬に加えて取得できる、介護職員の処遇改善加算について、申請手続き等の助言をしていきたいと考えている。



↓ 動画は ↓
↑ こちらから ↑

A.

市は現在、介護サービスのうち、自宅を訪問して行う訪問介護サービスが12事業所、訪問看護サービスが5事業所、訪問入浴介護サービスが3事業所、訪問リハビリテーションサービスが1事業所の計21の事業所がある。

このうち、訪問介護サービスを行っている事業所では、燃料費をはじめとする昨今の物価高騰などが経営を厳しくしている要因の一つであると捉えている。

また、令和6年度の介護報酬の改定において、基本報酬がマイナス改定であったことも経営に影響を及ぼす要因であると考えている。

市は、この状況は十分に承知しているものの、介護報酬は三年に一度、介護サービスの種類ごとに、内容や地域等の状況を勘案して国が定める仕組みである以上、介護報酬に起因する問題は、全国の自治体が直面しているものであり、各自治体が個別に対応することには限界があると考えている。

そのため、全国市長会では、物価高騰対策等に関する緊急要望として、社会経済情勢等に応じた報酬改定の柔軟な対応を国に要望しているところである。

市としては、改めて、介護報酬の引き上げや国が実施する事業者の実情を踏まえた支援策等について、全国市長会を通じ、国や県に提言・要望を行っていきたいと考えている。

その他の質問

○ヤングケアラーの実態把握と支援体制の整備について



↓ 動画は ↓
↑ こちらから ↑